

二以上の事業所から報酬を得ている際の手続きについて

Q 私は二つの会社を経営しており、一つの会社では適用を済ませ、私自身加入し、保険料も納めているのですが、先日、年金事務所よりもう一社に対し社会保険加入を促す文書が届きました。こういった場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A 二以上の事業所から報酬を得ている際は、事業所が社会保険の適用事業所の要件を満たす限り、それぞれ適用の手続きをし、保険料を納める必要があります。

今回のケースでは、まず年金事務所より指摘を受けた事業所の社会保険適用手続きをします。

そして、届出先年金事務所が二以上に分かれている際や、健康保険の保険者が異なる際はその選択をします。

保険料は、通常通り、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算しますが、その標準報酬月額は各事業所の報酬月額を合算して算出され、各事業所における保険料負担割合は、標準報酬月額に基づいて決定された保険料を各事業所の報酬月額の比率で案分します。

(例として、A社で40万円、B社で30万円の報酬を得ている場合、報酬月額は70万円、標準報酬月額は健康保険710千円、厚生年金保険620千円になります。それに対して発生した保険料にA社では70万円分の40万円、B社で70万円分の30万円を乗じた額がそれぞれの負担割合です。)

マイナンバー制度の開始にともない、社会保険(労働保険含む)の届出漏れ防止等の促進が強化されると予測されます。遡っての保険料納付は負担も大きくなりますのでお早目に届出なさってください。